



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.125
8月号

令和4年度行政との意見交換会 意見・要望事項の回答について

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、当協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について、栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行っております。今年度も対面方式で予定しておりましたが、急速に拡大している新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みて、意見交換会は延期になりました。開催時期が未定のため、事前に頂いた意見・要望事項の回答についてお知らせいたします。

*当協会からの意見・要望事項

1. 自宅の整理、雨水の混入した灯油や過去に農業等で使用した少量廃油の処理について

当協会では、平成30年度の意見交換会を受けて、平成31年1月に、一般家庭から排出される処理困難物（金庫、タイヤ、物干し台等）について8m³コンテナになんでも入れて、30万円で処理を受託すると提案しました。この時には液体の物は除外して提案しましたが、この提案と同じように一般家庭で発生する廃油の処理を次のように提案します。一般家庭から出される雨水などが混入り利用できない廃油を市町で集め、その処分を市町が協会員に委託して処分することを提案します。

(栃木県)

市町等が自らの施設等の制約から処理が困難な廃棄物への対応については、市町等と貴協会が協力して適正かつ円滑に処理が行われるよう、新たな提案を含め、市町等に対して必要な情報を提供して参ります。

(宇都宮市)

本市では、不良灯油など一般家庭で発生する廃油の処理について市民から問い合わせがあった場合には、灯油等の取扱店や専門業者に処理を依頼するよう、案内しております。

2. 提出書類の電子データ化について

許可更新や変更届等の提出書類等について、それらを電子データ（pdf）にて行政機関に送付し、それをチェックして審査できるようにしてほしい。それと同時に実印等の捺印もなくし、書類作成～確認までの時間短縮をして手続きの効率化をしてほしい。

(栃木県)

廃棄物処理法に基づく提出書類等については、必要な規制を行うことにより産業廃棄物の適正処理を担保するとともに、健全な産業廃棄物処理業者が処理事業に参画することで生活環境を保全することを目的に、書類の様式や添付書類が法令において規定されていることから、県の裁量は限定されている状況です。ここで、現在、国では廃棄物処理法を含む行政手続のオンライン化に向けた検討を進めていると聞いており、産業廃棄物関係の行政手続がオンライン化された場合には、申請者と自治体の双方にとって利便性の向上や作業の省力化・効率化が実現されるものと期待されます。

また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業実績報告書については、栃木県電子申請システムによるオンライン報告を可能としておりますので、御利用くださいますようお願いします。

なお、令和3（2021）年2月12日付けで産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準等を改正し、申請書類に係る押印を不要としました（行政書士への委任状を除く。）。

～協会ニュース～

(宇都宮市)

本市では、各種行政手続の簡素化やオンライン化に取り組んでいるところでありますが、法令等の規定により裁量が限定されているものもありますことから、押印廃止も含め、国の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

3. 産業廃棄物処理施設の設置について

栃木県指導要綱では、産業廃棄物処理施設を設置する場合、工業専用地域等であれば地元自治会との環境保全協定を免除しており、工業専用地域（工業団地）へ立地を誘導していますが、県内の工業専用地域（工業団地）では、産業廃棄物処理施設を受け入れてくれる工業団地はありません。何とか、施設が立地できるよう造成主体に働きかけるか、工業専用地域でなくともリサイクル施設の場合は、地元自治会の協定を免除するなど指導要綱を見直してほしい。

(栃木県)

産業廃棄物処理施設を設置するためには、市町や周辺住民を含めた県民の理解促進を図ることが重要と考えております。

県では、市町の企業立地担当職員等を対象とした廃棄物処理施設の見学会を開催するとともに、県民に対し、貴協会の協力を得ながら、ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業や YouTube で廃棄物処理施設を紹介する「廃棄物処理施設探検隊」等の処理施設の立地促進に係る普及啓発活動を実施しております。

また、工業団地内に施設を立地する場合のほか、一部のリサイクル施設については、工業専用地域以外に設置する場合も環境保全協定の締結を不要にしてきたところです。

今後とも、あらゆる機会を捉え、廃棄物処理施設の現状や安全性、必要性のほか、地域経済への波及効果等についても説明し、地元市町や県民等への理解促進を図ってまいります。

(宇都宮市)

本市では、工業専用地域内での産業廃棄物の処理施設設置に対し、住宅地と近接する場合などを除き、指導要綱で、環境保全協定の免除など、事前協議の手続を一部省略できる規定を設けており、施設の立地促進を図っているところであります。

今後とも、産業廃棄物の広域処理の考え方を踏まえながら、現在の指導要綱に基づき、事業者と地域や関係機関との調整に協力しつつ、廃棄物の適正処理を推進してまいります。

4. 最終処分場の設置について

とちぎの廃棄物によりますと安定型最終処分場の残余容量は、減少の一途をたどり、平成 19 年度には 285 万 m³だったものが、平成 30 年度には 126 万 m³と半分以下になってしまいました。そこで、県内の安定型処分場の残余容量を安定的に確保するには、平成 27 年 4 月に既存処分場の拡張を認めたような 1 km の規制の見直しが必須と考えます。地元自治会との協定を義務付けているので、1 km 規制を撤廃しても良いのではないか。

(栃木県)

県では安定的な廃棄物処理体制の確保を基本としつつ、施設の設置にあたっては、事前協議の手続きにおいて、地元住民への説明会の開催や地元住民等との合意形成が重要であると考えております。

最終処分場の立地規制については、安定型最終処分場が県北地域に集中していることを踏まえ、一極集中しないように規制したものであり、地元住民等との合意形成と同様に重要なものと考えております。

(宇都宮市)

本市では、一定の地域に最終処分場が集中しないよう、指導要綱に立地規制の条項を設けております。

今後も、適正な廃棄物処理施設の設置を推進してまいります。

5. 事務手続きの迅速化について

産業廃棄物の処理品目を追加する場合や産業廃棄物処理施設を設置、更新等を実施する際に、事前に要綱に基づき協議を実施しているが、協議終了までに時間がかなり要する場合がありま

～協会ニュース～

す。書類を提出してしばらく何も指示がなく、どの程度時間を要するのか確認しても具体的な説明がありません。行政指導である要綱に基づく手続きについても、行政手続法に倣いある程度の処理期間を明示していただけないでしょうか。また、産業廃棄物収集運搬、処分業許可の更新申請については、県は4か月前に受付が可能ありますが、市も県と同じように4か月前に受付していただけないか要望いたします。

(栃木県)

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議における手続きについては、法令に基づく処分とは異なること、申請ごとに審査内容が大きく変わることなどから、処理期間を定めることは困難と考えます。御要望に添えるよう、担当職員の研修や関係部局等との情報共有等を行うことにより、円滑な手続きの実施に努めてまいります。

なお、書類の作成に当たっては、目次及びインデックス等の添付や、計画変更時において提出済書類に変更が生じた場合における変更箇所の明示など、円滑な審査ができるように御配慮をお願いします。

(宇都宮市)

事前協議につきましては、協議する内容が、小規模な工事である場合から大規模な施設の建設に至るまで、様々なケースがあり、審査する内容が大きく異なることから、標準処理期間を明示することは、困難であると考えております。

しかしながら、事前協議に要する期間を明示することは、必要であると認識しておりますことから、協議を進めていく中で、協議案件ごとに個別に説明してまいります。

また、産業廃棄物処理業の更新許可申請の受付につきましては、標準処理期間を60日としておりますことから、受付開始を2か月前としております。

6. 県内で処理できない廃棄物について

微量PCBや廃石綿、乾電池などについては県内に処理施設がありません。他県では微量PCBについては、焼却施設で処理を、廃石綿や乾電池については、電気炉で処理している事例もあるようです。県内には焼却施設も電気炉もあり、県内でも施設的には処理が可能であると思われますので、県から処理業者に働き掛け、許可を取得するための施設の改造費や分析費などの補助を県にお願いします。

(栃木県)

低濃度PCBや廃石綿を処理できる中間処理施設は、すでに近県に複数箇所存在し、一般家庭等から排出される乾電池についてもすでに処理ルートが確立されているため、現時点でこれらの廃棄物が県内において停滞する状況ではないと考えております。

県といたしましては、引き続き処理状況を注視してまいります。

－日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈式－

7月21日(木)、栃木県庁特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした日光杉並木街道保護基金への寄附に対する「日光杉並木オーナー証書交付式及び感謝状贈呈式」が開催され、当協会から菊池会長と神山副会長が出席し、福田知事から感謝状を拝受けました。当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、2010年から毎年栃木県に10万円の寄附を行っており、これまでの総額は130万円となりました。



【左から神山副会長、菊池会長、福田知事】

令和4(2022)年8月1日(月)から
産業廃棄物マニフェストの価格を改定いたしました。

昨今の社会情勢による原油・原材料等の高騰により、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する「産業廃棄物マニフェスト」の価格を令和4(2022)年8月1日から下記のとおり改定いたしました。御利用の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、建設六団体副産物対策協議会が発行する「建設系廃棄物マニフェスト」の価格は変更ございません。

記

○産業廃棄物マニフェスト（公益社団法人全国産業資源循環連合会発行）

マニフェスト種類		現行価格（税込）	令和4年8月1日からの 価格（税込）
直行用	単票（手書き用） 1箱 100部	2,600円	3,000円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	13,000円	15,000円
積替用	単票（手書き用） 1箱 100部	2,600円	3,000円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	13,000円	15,000円

○建設系マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）

*価格の変更はございません。

マニフェスト種類		現行価格（税込）	令和4年8月1日からの 価格（税込）
建設系	単票（手書き用） 1箱 100部	2,500円	2,500円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	12,500円	12,500円

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3階

TEL 028-612-8016 FAX 018-612-8017

<https://www.tochigi-sanpai.or.jp> E-mail: info@tochigi-sanpai.or.jp

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会員の 株式会社リヴェール東洋 に訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社リヴェール東洋 代表取締役 村澤 英明

住 所：栃木県小山市大字出井 927 番地 2

TEL 0285-22-4035 FAX 0285-22-4033 ホームページ <http://www.revealtoyo.co.jp>

創 業：昭和 50 年 10 月 従業員 85 人

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業

　栃木県 (00900023405)、茨城県 (00801023405)、群馬県 (01000023405)、
　埼玉県 (01105023405)

○一般廃棄物収集運搬業

　小山市 (小山市指令環第 1-5 号)
　下野市 (許可番号 第 4-37 号)
　野木町 (野生第 18 号)
　栃木市 (栃木市指令環第 805 号)

○古物商許可 (第 411070001593)

3 その他の事業

○ビルメンテナンス業 (清掃全般)

○緑地管理業 (剪定・伐採・消毒・草刈り 等)

○リサイクル業 (飲料容器 他)

○労働者派遣業 (派 09-300366)

○電気設備の設計・施工

4 経営理念

(1) お客様、協力会社、社員の満足度を高める

(2) 和を大切にし、感謝と笑顔で対応し、人を育む

(3) 仕事を通して幸福感を味わい、生き生きとした生活環境作りを目指す

5 会社からひと言

おかげ様で、創業から 48 年を迎えることができました。これもひとえに、皆様のおかげであると感謝しております。弊社は、廃棄物事業にこだわらず、お客様の要望に『いち早く誠意を持って対応する』をモットーに、社員一丸となって、今後も住みよい環境を作り出すお手伝いをしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回までは、一般廃棄物について見てきました。宿題は一般廃棄物、産業廃棄物双方について問うたものですが、会員さんであればご存じのこと多かったと思います。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法に規定する許可の有効期間について誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業の許可は2年間である。
- (2) 優良性の評価を受けていない産業廃棄物の収集運搬業の許可は5年間である。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処分業の許可は3年間である。
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可は永年である。
- (5) 産業廃棄物処理施設設置許可は永年である。

【解説】

(1) は政令第4条の5で、(2) は政令第6条の9で規定している（優良性の評価を受けている場合は7年）。

(3) については、政令第6条の14で5年間（優良性の評価を受けている場合は7年）と規定している。

処理施設設置許可については特段の規定がないことから、一旦許可を受けければ、その施設が存在する限り有効である。しかし、処理施設の特性として、劣化していくことから当初の能力が発揮できなくなったり、構造に欠陥が生じたときは維持管理基準違反や構造基準違反が問われ、それを大きく修繕することは「主たる構造設備の変更」となり、変更許可が必要となる場合が多い。なお、処理業の許可も平成4年までは許可期限が規定されておらず、一旦許可を取得すると永年有効とするものであった。

正解 (3)

解説には「平成4年まで処理業許可は永年だった」ということだけでしたが、平成4年から8年までは一般廃棄物処理業許可期限は「1年」でした。これは市町村が策定する一般廃棄物処理計画に処理業許可も合わせるためです。しかし、「1年」というのはあまりに短いと業界から強い要望もあり、現行の「2年」と改正した経緯があります。

さて、選択肢に「優良認定」の件が出ていましたので、次の問題はその「優良認定」についてにしましょう。

Q、産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として「優良」業者と認められ許可の期間が7年となる「優良認定業者」制度がある。

この優良認定業者として認定される基準とはなっていないのは、次のうちどれか。

- (1) 申請者が申請の段階で現に受けている許可の有効期間中に廃棄物の不適正処理に係る措置命令を受けていない。

～廃棄物処理問題～

- (2) 法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新している。
- (3) ISO14001 又はエコアクション 21 もしくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けている。
- (4) 情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能である。
- (5) 10 以上の都道府県において、産業廃棄物処理業の許可を取得している。

【解説】

当制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体质の健全性に係る五つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与することとした制度である。(政令第 6 条の 9 等)

(1)～(4) の他に 5 年以上の実績や、税の滞納がないことなどが省令で示されているが、(5) は基準とはなっていない。

正解 (5)

実際に優良認定を受けていらっしゃる方にとっては簡単な問題であったと思います。まだ受けていらっしゃらない方は是非挑戦してみてください。

実はこの「優良認定」という制度は、条文上はとても脆弱な制度で、法律上は「許可の期間を政令で規定する」としていて、その政令で「優良なものの期間は 7 年とする」という仕組みです。BUN さん個人の希望としては、やはり、これほど推し進める政策となつたのであれば、「優良認定」という制度自体を法律できっちり規定して貰いたいものだと思っています。

さて、このところだいぶ応用的な問題が続きましたので、改めて初心に戻り基礎知識から出題。まずは、「区分」。



宿題Q

次のうち、製造業から排出される廃棄物に関して、正しいものはどれか。

- (1) 製品の流通に使用した木製の廃パレットは事業系一般廃棄物である。
- (2) 製造業から排出される動植物由来の残さ物はすべて産業廃棄物である。
- (3) 生産工程以外の管理部門などから排出される廃棄物はすべて事業系一般廃棄物である。
- (4) たとえ原料として購入したものであっても、期限切れなどにより原料として使用できないため不要となったものは廃棄物となる。
- (5) 製品製造に使用したものでガス状の不要物は、事業活動に伴い排出された産業廃棄物である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○2022年地球温暖化対策推進法の改正

2022年5月25日、改正地球温暖化対策推進法が成立しました。

地球温暖化対策推進法は、2021年大きな改正を行いました。これは、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという宣言を実施するため、アセスメントの緩和や自治体の取組みを促進する内容でした。今回はこれをさらに推進するため、温暖化対策を進めるための財政的基盤を強化する改正です。株式会社脱炭素化支援機構を設立し、財政投融資を活用して、脱炭素化に資する事業に出資・融資をする内容となっています。エネルギーの安定供給と脱炭素化をどう両立させるか、道のりは困難と言わざるをえません。

<https://www.env.go.jp/content/900518455.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年7月25日掲載)

○節ガスの必要性

ロシアからの天然ガス供給不安により、ガス供給不足が深刻化するおそれがあります。

資源エネルギー庁は、2022年7月11日、今後需要家に対し節ガスを求める際のルール案を公表しました。天然ガスは、石炭・石油よりも温暖化効果が低く、代替が進められてきました。また、中東への依存度が低いため供給は安定していると考えられていました。しかしウクライナ戦争は、省エネとエネルギーの安定供給の難しさを突き付けています。電気事業法では、国は緊急時に強制力のある電気使用制限令出すことができるとされ、東日本大震災に伴う原発事故の際には実際に発令されています。ガス事業法ではこのような規定がなく、個々のガス事業者が需要家に制限を呼びかけることになりそうです。緊急事態が続ければ、ガス事業法の改正が検討されるかもしれません。エネルギー危機は、産業界にも大きな影響を与える可能性があります。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas_gas_jigyo_wg/pdf/021_03_02.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年7月19日掲載)

○産業廃棄物処理事業振興財団による再生品の有価物該当性に係る審査認証業務

建設汚泥再生品、コンクリート再生碎石等について、どの時点で廃棄物に該当しないと判断できるのか、難しい問題です。

環境省は、平成17年7月25日の通知（環廃产發第050725002号）において、再生品の客観的な性状だけでは有価物と判断することは出来ない。また当事者間の有償譲渡契約等の存在をもっても直ちに有価物と判断することも妥当とはいえない。という大変厳しい解釈基準をしめしていました。しかし、これでは建設資材の循環的利用は困難です。そこで、令和2年7月20日の通知（環循規發第2007202号）により、客観的品質及び合理的で計画的な利用が確実な場合には、製造資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当であるとの解釈基準を示しました。一方で、企業としてはこの解釈基準を自主的に運用すべきか、第三者にお墨付きをもらうか悩ましいところです。公益財団法人である産業廃棄物処理事業振興財団は、この認証業務を行っています。リサイクル推進の観点から、正確性・迅速性・費用対効果なども加味し、第三者認証が進んでいくことは重要なと思います。

<https://www.sanpainen.or.jp/service03.php?id=43>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年7月4日掲載)

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



機械運転時やメンテナンス時の安全対策（処理施設）

図表 1 や図表 2 の作業は、みなさんの職場でよく見かけるものです。

図表 1 は、機械稼働部のギヤやチェーンの点検作業を行っています。機械の下部や機械の間に身体を入れて作業します。他の作業者からは見えにくい箇所です。

図表 2 は、機械稼働部の内部に入って、清掃作業を行っています。

図表 1 機械稼働部の点検作業



図表 2 機械稼働部の清掃作業



上記のような作業を行う場合は、前号で、労働安全衛生規則第 107 条が適用されることを説明しました。

ポイントは、①清掃時などは機械を停止する ②起動装置に錠を掛け、表示板を取り付けるでした。作業者以外の第三者にスイッチを入れられないように、図表 4 の表示を行います。

図表 3 機械の稼働のためスイッチを入れる！



図表 4 機械の操作を禁止する表示



～ワンポイント安全衛生～

「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル（産業廃棄物処理業 編）」（厚生労働省）より、ヒヤリハット事例と労働災害事例を紹介します。

【ヒヤリハット事例】

<発生状況>

搬送用コンベヤーを運転中に異物除去を行っていたため、ウェスが引っ掛かり、手が巻き込まれそうになった。

<原因>

ベルトコンベヤーを停止させることなく、手で異物除去を行った。

<対策>

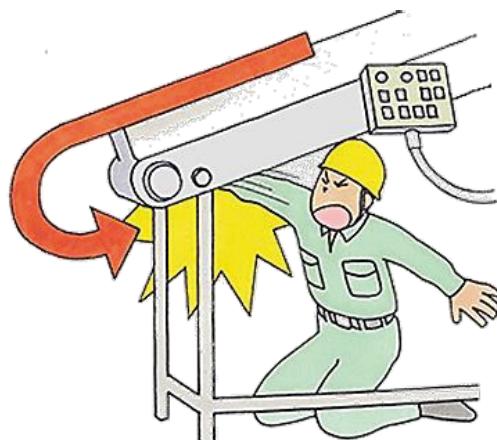
清掃、異物・生地・包装紙等の除去、検査、修理等の作業の際は、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行う。



【労働災害事例】

<発生状況>

- ①単独で、破碎機の投入コンベヤーのリターンローラー部に付着した石膏粉を、ワイヤブラシで擦り落とし除去した。
- ②コンベヤーを停止せず作業した。ローラー部とコンベヤーベルトの間に、ワイヤブラシごと右腕から巻き込まれた。



<原因>

- ①リターンローラー部に、覆い、囲い、巻き込み防止ブロック等がなかった。
- ②リターンローラー部を掃除する際、コンベヤーの運転を停止しなかった。
- ③リターンローラー部を掃除する際、巻き込まれるおそれがある皮手袋を着用した。
- ④手が届くところに「非常停止装置」を設置していなかった。
- ⑤事業場の「安全ルール（補修時は電源ロックを行う等）」が順守されていなかった。

<対策>

- ①巻き込まれるおそれがある箇所に、覆い、囲い、巻き込み防止ブロック等を設ける。
- ②機械の掃除等で危険のおそれがある場合、機械運転を停止し、電源ロックを励行する。
- ③リターンローラーを、石膏粉が付着しないものに替える。
- ④回転部に巻き込まれるおそれのある箇所に近寄らないよう、作業者に徹底させる。
- ⑤回転物に手が巻き込まれるおそれがある場合は、作業者に手袋を着用させない。
- ⑥事業場で定めたルールが確実に履行されるよう安全管理体制の整備を図る。

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 濾化槽の活性炭の処理



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

濾化槽の保守点検業の登録業者です。これまで濾化槽の維持管理業務を受託している 300 人槽の濾化槽の設置者から、濾化槽の維持管理だけでなく、濾化槽通過後の排水が通過する活性炭槽の管理もして欲しいと依頼されました。活性炭槽は定期的に活性炭を入れ替えるそうです。活性炭槽で使用した活性炭の排出事業者は濾化槽設置者でしょうか、それとも維持管理業者でしょうか。また、この活性炭は一般廃棄物、産業廃棄物のどちらに該当しますか。産業廃棄物に該当する場合は、品目は何になりますでしょうか。

(回答 1)

排出者については、栃木県では設置者又は管理者のどちらであっても差し支えないとして取り扱っているようです。あらかじめ、管理の委託契約において、当該活性炭の処理責任について明確に取り決めておく必要があります。次に、この活性炭が一般廃棄物か産業廃棄物に該当するのかについては、活性炭槽が事業場に設置されれば産業廃棄物に該当しますが、当該活性炭が一般廃棄物である濾化槽汚泥と混在して分別不可能である場合は一般廃棄物として取り扱うことになります。産業廃棄物の活性炭は、廃棄物処理法上の分類では燃え殻に該当します。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（8月1日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

一組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、7月31日現在、正会員 194 社・賛助会員 23 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社)全国産業資源循環連合会



産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



産業廃棄物処理法基礎のマスコット
「てぬぐ君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です(令和4年7月認定)

※「人材認定等事業」登録制度とは、環境教育等促進法第11条に基づき、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の認定事業を国が登録する制度です。(詳細は環境省ホームページをご覧ください)

こんな人のニーズにおススメです

■人事・管理部門

現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。

■廃棄物処理担当

廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると…

- 合格証明書カードが発行されます。
- 合格した人材であることをきちんととした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的に適切な提案をすることができます。

【試験日時】令和5年2月19日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

詳細は連合会ホームページにてご案内します

<https://www.zensanpaisen.or.jp/disposal/training/>



産廃 人材育成

検索

【受付期間】令和4年12月1日～令和5年1月19日

(ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】専用ポータルサイトにて受付

【試験形態】マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

【試験会場(予定)】全国12場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員) 会場名	岩手県(50名) アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県(70名) 栃木県総合文化センター	東京都(120名) TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	神奈川県(90名) かながわ労働プラザ
	新潟県(80名) 新潟県建設会館	石川県(60名) 金沢商工会議所会館	長野県(60名) ホテル信濃路	静岡県(50名) レイアップ御幸町ビル
	愛知県(50名) ウイングあいち (愛知県産業労働センター)	広島県(120名) 広島工業大学専門学校	福岡県(50名) 福岡県中小企業 振興センター	熊本県(60名) ユースピア熊本

【後援】環境省

【共催】一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
一般社団法人広島県資源循環協会

《お問合せ先》



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpaisen.or.jp>

●営業時間／月～金 9:00～17:00

●定休日／土日・祝日

2022.07

令和4(2022)年度 とちの環工コ製品 栃木県リサイクル製品認定制度



募集
します



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■ 募集期間

令和4(2022)年7月26日(火)～10月7日(金)



■ 申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書（正本1部・副本2部）

■ 申請書提出先

- 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

～行政ニュース～

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること



1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
 - 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
 - 認定要件に該当する製品であることを証する書類
 - 会社案内、パンフレット など
- ※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
(令和4(2022)年度に認定する製品は、令和10(2028)年3月31日まで)

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- [・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
・その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課 (TEL028-623-3228) まで]



みんなの街をきれいにしよう !!

参加無料

スポ GOMI 大会 in とちぎ

県内 3箇所で開催
参加チーム募集!!



文化プログラム事業



スポ GOMI とは・・・

チームで力を合わせ、制限時間内に定められたエリア内でごみの拾い、拾ったごみの量と種類でポイントを競い合う、子どもから大人まで年齢を問わず参加できるスポーツです。

日時・場所

宇都宮大会

開催日時 令和4年8月21日（日）9時30分から12時00分 （9時00分受付開始）

集合場所 栃木県総合運動公園内 第2陸上競技場 （宇都宮市西川田4-1-1）

申込み切 令和4年8月12日（金） 共催 宇都宮市

小山大会

開催日時 令和4年9月11日（日）9時00分から11時30分 （8時30分受付開始）

※雨天の場合は9月19日（祝）に順延となります。（時刻に変更なし）

集合場所 小山運動公園内 わんぱく広場 （小山市大字向野187）

申込み切 令和4年9月2日（金） 共催 小山市廃棄物減量等推進協議会、小山市

真岡大会

開催日時 令和4年9月25日（日）9時30分から12時00分 （9時00分受付開始）

集合場所 真岡市総合運動公園内 陸上競技場 （真岡市小林1900）

申込み切 令和4年9月16日（金） 共催 真岡市

協力：日本spo GOMI連盟

申込方法

裏面「spo GOMI 大会参加申込書」に必要事項を記入の上、それぞれの大会の申込期限までに
郵送、持参、FAX又はメールでお申し込みください。

※ 参加申込書は県ホームページからダウンロードすることもできます。

※ メールによる申込みの場合、タイトルを「spo GOMI 参加申込」としてください。

なお、参加申込書と同じ内容（参加大会、チーム名等）

を本文に記入して送信しても構いません。

※ 申込みの代表者には後日ご連絡いたします。



spo GOMI 大会ホームページ

1チーム3~5名でお申し込みください。
定員になり次第締め切ります（先着20チーム）

<問い合わせ・申込先>

栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20）

TEL : 028-623-3228 FAX : 028-623-3113 Email : puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

その他

- ・**当日は動きやすい服装でご参加ください。**
- ・**ごみ拾いの用具（トング、軍手、ごみ袋）は県で用意します。**
- ・主催者が参加者全員のボランティア保険に加入します。
- ・新型コロナウイルスの感染状況等により、中止になることがあります。
- ・水分補給ができるように、水などの飲料を御持参ください。
- ・マスクの着用、手指消毒、当日の検温にご協力をお願いします。
- ・車でお越しの方は、各施設内の駐車場をご利用ください。
(栃木県総合運動公園駐車場は利用時間が2時間を超える場合有料になります)
- ・**雨天中止（小雨決行）です。** 中止の場合、当日午前7時までにチーム代表者へメールで連絡します。
代表者はメンバーへの連絡をお願いします。
- ※小学生以下が参加する場合、保護者(1名以上)との混合チームで参加してください。

とちぎをきれいにするまる～



すべてのチームに参加賞のほか、
上位入賞チームには景品があります。



栃木県と県内25市町は、「**栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言**」に基づく取組（不必要的使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底）を進めています。

スポ GOMI 大会参加申込書

※ご記入いただいた個人情報は、大会の運営・連絡のみに使用し、その他の用途には使用しません。

1. 宇都宮大会 [8/21(日)開催] 2. 小山大会 [9/11(日)開催] 3. 真岡大会 [9/25(日)開催]

参加する大会の番号を○で囲んでください。

チーム名	ふりがな					
代表者の連絡先※)	氏名	ふりがな	年齢	電話番号 (必須)		
	住所					
	E-mail (必須)					
参 加 者	参 加 者	ふりがな	年 齡	参 加 者	ふりがな	年 齡
	参 加 者	ふりがな	年 齡		参 加 者	ふりがな

※) 大会中止の連絡や、大会中の緊急連絡として使用することもありますので、必ず記入してください。



「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会」は環境に配慮した大会開催に取り組んでいます。

このチラシは障害者就労施設等からの優先調達により印刷しています。

開催間近！ 栃木県で国体・障スポ



開・閉会式会場
カンセキスタジアムとちぎ
(栃木県総合運動公園陸上競技場)

夢を感動へ。感動を未来へ。

第77回 国民体育大会

いちご一會とちぎ国体

本大会／令和4(2022)年10月1日(土)～11日(火)

冬季大会／令和4(2022)年1月24日(月)～30日(日) (終了)

第22回 全国障害者スポーツ大会

いちご一會とちぎ大会

令和4(2022)年10月29日(土)～31日(月)

公式 HP



いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局 TEL：028-623-3845
環境に配慮した大会開催に取り組んでいます。

～日光自然博物館からのお知らせ～

この夏は、日光自然博物館ネイチャーガイドが 案内する自然体験ツアーに参加してみませんか

各ツアーの詳細・お申し込みはQRコードから！！
(ACTIVITY JAPANの特設ページにつながります)



中禅寺湖畔ナイトハイキング

8月毎金曜日 19:45~21:30
場所：中禅寺湖畔 / 料金：お1人1,500円

暗闇や星空、水辺での生きもの探し！湖畔ならではの夜を楽しみましょう。

入門編



戦場ヶ原ナイトハイキング

8月毎土曜日 19:45~21:15
場所：戦場ヶ原 / 料金：お1人1,500円

野生動物が潜み、星が瞬く、霧氷気満点の真っ暗な夜をたっぷりと楽しめます。

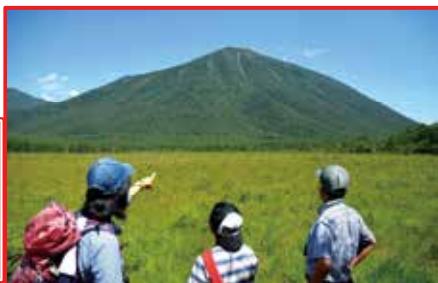
入門編

戦場ヶ原ガイドウォーク

8月毎土日 10:00~/13:00~/ (約1.5時間)
場所：戦場ヶ原 / 料金：お1人1,000円

奥日光を熟知したガイドと一緒に、涼しい戦場ヶ原で短時間のお手軽ハイキング！

入門編



西ノ湖・千手ヶ浜ハイキング

7月9日(土)、8月23日(火) 9:25~13:10
場所：西ノ湖～千手ヶ浜 / 料金：お1人3,000円(低公害バス運賃別途)
まぶしい夏の緑の下、ほぼ「貸切」な巨木の森を、のんびりハイキングしましょう♪

入門編



刈込湖切込湖トレッキング

8月11日(木祝) 9:00~14:30
場所：湯元温泉～刈込湖 / 料金：お1人3,000円

山の日記念トレッキング！夏でも涼しい森を歩き、神秘の湖を探しに行きましょう！

体力中程度



秘滝トレッキング・スペシャル

8月3日(水)、16日(火) 8:10~15:00
場所：??滝 / 料金：お1人10,000円(低公害バス運賃別途)
奥日光の奥、深い森に隠れた、渡渉と沢登りの先で出会う大迫力の幻の滝へ！

健脚向け

※ツアーコンテンツは新型コロナウイルスの影響等により予告なく変更する場合がございます。
※ツアーコンテンツは、検温、マスク着用、手指の消毒などの感染予防対策にご協力を願いいたします。

お金のはなし（第12回 「分散投資」と「土台・柱・器という考え方」）

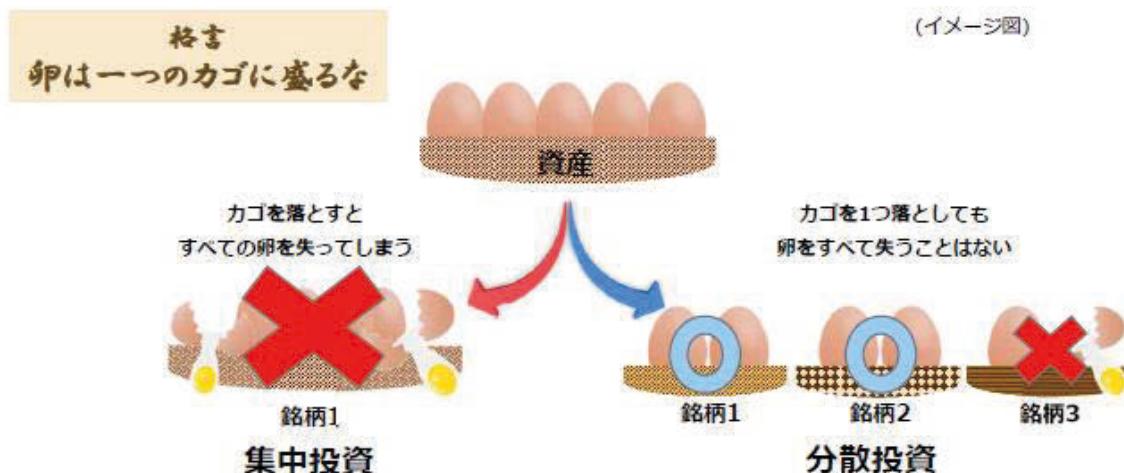
【「分散投資」とは】

昔から「卵をひとつのカゴに盛るな」と言われます。確かに1つの会社の株式だけに投資しているよりは100社に分散して投資した方が、少なくとも全部が割れる（倒産して価値がゼロになる）心配は減りそうです。ただし、自分で100社の株式を買うのは大変ですから、そこで投資信託の出番となります。

ではその投資信託の商品も、1本でなくたくさんの本数を買って分散した方が良いのでしょうか。

例えば預貯金が1,000万円ある人が100万円分の投資信託商品を買ってみようと思った時、10万円ずつ10本に分散するのが正解なのでしょうか。書類や郵便物などが10倍になって面倒なだけかもしれません。

単純に「分散が大事」というのではなく、「資産運用には、色々な段階での分散がある」ことをまず理解したほうが良さそうです。



「分散」というとバランスファンドのことや、複数の投資信託のあわせ持ちのことをイメージすることが多いですが、下記のように3つの段階それぞれに「分散」が存在しています。一般の個人の方にとって最も重要なのは、おそらく下記の①です。極端に言えば、当面のお金（預貯金）と将来のためのお金（資産運用）の関係について明確な方針があるならば、預貯金と、株式に投資する1本の投資信託商品だけ保有するのでも全く構わないので

タイプの異なる投資信託を同時に保有することで、異なる値動きとなりやすいことから分散の効果が期待できる「あわせ持ち効果」などから考えるのではなく、手元のお金全体と将来の人生設計を踏まえて預貯金と投資信託との配分（分散）を考え、実行することが大切です。

①全金融資産における預貯金との分散 着眼点：預貯金と投資信託の比率
どれだけのお金を現預金としてキープし、どれだけのお金を将来を意識した資産運用に充てるか。これこそが最も重要な分散であり、ひとりひとりで答えは異なります。

②保有投資信託商品における分散 着眼点：保有本数および内容

何本の投資信託商品を保有しているのが適正かは判断が難しいですが、一般の個人の方が10本以上の商品を保有する合理的な理由は見出しづらいと考えます。

③商品性としての分散 着眼点：組入銘柄数

株式が投資対象で組入銘柄数が50程度の場合、集中的な投資手法と思われます。

～お金のはなし（足利銀行）～

【「土台」と「柱」と「器】

● 「預貯金」という基礎の上に、どんな「家」を建てていきましょうか。

多くの人は「投資について難しい勉強なんてしたくない。何を買えばいいのか教えてほしい」と思っているはずです。しかし残念ながらその答えは、「家を建てるように、まずは焦らず全体の設計図を描き、あとは『下から上に』それぞれのパートとして適切な投資信託を買っていきましょう」となります。

使い道が決まっているお金や、何かに備えておきたいお金は、どんなに利息が低くてもきっと預貯金に確保すると思います。いわば家を建てる前のコンクリートの「基礎」です。基礎がないのに家を建てる（投資信託にチャレンジする）のは次期尚早ではないでしょうか。

ぶれない土台＝バランスファンド

運用の目的が明確なら、預貯金の「基礎」の上に直接「株式の柱」でも良いのですが、まずはその前に、地震でも揺れにくい「ぶれない土台」を作つておくのが良さそうです。いわゆるバランスファンドを1~2本選ぶのが良いと思われます。



バランスファンドを「土台」として持つてすることで、相場の下落時でも、相対的に下落率が少ないものを多く持つてあることが、心の動搖を抑える働きをしてくれます。また、万が一預貯金で予定していた以上のお金が入り用となつた場合には、バランスファンドから一部を工面することも可能です（そのためにも、守り重視のバランスファンドをひとつ持つておきたいものです）。

株式の柱

資産を増やすために欠かせないのが「土台」の上に載せる「株式の柱」。**家の大黒柱を替えないのと同様、ずっと持つておきたい株式ファンドを数本選び、大きな家を作りましょう。**

まとまったお金がない場合、またはそれを「土台」に充てた場合は、**毎月の「本気の積立」で買っていく**のが選択肢です。「積立投資信託」には、変動が大きく長期で上昇する投資信託が適していると言われます。それは、下落時に多くの口数を「仕込む」ことが、後の上昇時により大きな効果を發揮する傾向があるからです。



～お金のはなし（足利銀行）～

インカムの器

「インカム」とは定期収入といった意味であり、「インカムの器」とは具体的には毎月分配型ファンドのことです。毎月分配型を悪者にする意見もありますが、分配とは運用会社に「保有者一律の一部解約」をしてもらう仕組みであり、分配の有無そのものに損も得もありません。



とにかく「土台」と「柱」は極力長く売らずに持ちたい商品ですから、どうしても定期的な現金を作りたいならば「専用の器」を別に持てば良い、という考え方です。

次回は、ファンドの買い方・選び方として「投資対象の主役はコロコロ変わる」と「バランスファンドの選び方」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続したい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

今年の2月にロシアがウクライナへ侵攻し5か月が過ぎますが、一向に終息のめどは立ちません。この戦争により、原油や小麦などの値段が上がり、様々なモノの値段が上昇しております。やっと小麦の輸出が再開されましたが、今後どうなるのかわかりません。

また、久しぶりに行動制限のない夏休みを迎えましたが、新型コロナウイルスのオミクロン株が様々に変化し、栃木県内の新規感染者は連日2千人を超え、日本の新規感染者は世界一になってしまいました。国では、各国の対応や医療施設の現状を踏まえ、感染症の取り扱いも2種から5種への変更も検討しているようです。

このような中、昨年に続き今年は那須烏山市で国内最大規模の豚熱が確認され、全頭現地埋却処分を実施中であります。現地埋却なので直接的には協会に支援要請はありませんが、猛暑の中、無事処分が完了することをお祈りしております。

－事務局だより－

☆ 7月8日(金)

(公社)全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議が、Web会議において開催され、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 7月12日(火)

(公社)全国産業資源循環連合会理事会が、Web会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 7月13日(水)

青年部関東ブロック幹事会が、ハイブリット形式において開催され、小林部長、山本副部長が出席しました。

☆ 7月21日(木)

青年部役員会が、宇都宮市の宇都宮市中央生涯学習センターにおいて開催され、小林部長ほか9名が出席し、諸議題について協議しました。